

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について（案）」に対する意見書

2021年（令和3年）1月14日
日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について（案）」（以下「報告書案」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づけるとする改正提案について、知的財産法の体系を崩さないで水際規制の実効性を高めることが可能になるものであり、賛成する。
- 2 国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定の際の謄本の送達方法の見直しに関する改正提案は、出願人の利益につながる内容であり、賛成する。
- 3 特許権を放棄するときに通常実施権者の承諾を不要とする特許法の改正を商標法に波及させないことについては、商標法特有の事情に鑑みれば理由があると考えられることから、賛成する。

第2 意見の理由

- 1 模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

当連合会は、2004年1月21日付け「知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会『模倣品・海賊版対策に関する意見募集』に対する意見書」、2004年8月20日付け「『知的財産推進計画2004』実現に向けての日本弁護士連合会の取組みと提言」、2006年6月1日付け「輸出入取引審議会調整部会（知的財産権侵害品の貿易管理の在り方について）の中間とりまとめに対する意見」において、個人輸入を「偽装」した模倣品・海賊版の輸入についての水際規制に関して意見を述べてきた。

当連合会が上記意見書において述べてきたように、模倣品・海賊版の輸入については、その実態を十分に調査して検討した上で、法の整備をする必要があるが、報告書案は、統計に基づき、上記意見書が出された2004年と比較し

て、今日では侵害貨物の小口化、すなわち、個人使用目的での輸入の増加が進んでいることを明らかにしている。

それでも、報告書案は、2004年の(旧)産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会における検討の経緯を踏まえて、「商標法において個人の行為(輸入・所持)を規制することについては、引き続き慎重な検討が必要である」としており、知的財産法の体系への影響も考慮すると、評価できる。

ただ、報告書案が指摘するように、日本法と同様に「業として(in the course of trade)」の使用という要件を設けるEU法において、EU域外の事業者がEU域内に宛てて送付した模倣品について、EU域内の者が個人として使用する場合であっても、当該事業者の行為に商標権侵害が成立するという解釈が2014年2月6日付けの欧州連合司法裁判所判決で採用されるに至っており(C-98/13)、水際規制の国際的調和の観点から、解釈が定まっていない日本法においても参考にする余地がある。

報告書案は、「海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける」方向での改正を提案している。「海外の事業者」ではあっても、事業者による、すなわち、「業として」の国内への模倣品の直接送付であるから、知的財産法の体系を崩さないで、水際規制の実効性を高めることが可能になるといえ、支持できる。

報告書案及び別途公表されている産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方(案)」によれば、上記の改正提案は、商標権侵害品及び意匠権侵害品を対象とし、特許権侵害品及び実用新案権侵害品については、「今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていく」とのことである。一般的には、知的財産法の各法において、統一性を欠く改正がなされるのは望ましくないが、税関における侵害の有無の判断の困難性に相違があることも考慮すれば、法改正を商標法及び意匠法にとどめることにも理由があると考えられる。

なお、日本の消費者による越境取引に与える影響も大きいことから、政府模倣品・海賊版対策総合窓口や国民生活センター越境消費者センターにおける相談体制の確立、法改正の周知・啓発活動の充実及び越境取引における国際的な共通ルール・ガイドラインの諸外国との連携による整備も必要であろう。当連合会としても、側面支援をしていきたいと考える。

2 国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定の謄本の送達方法の見

直しについて

国際商標登録出願に係る手数料納付方法を二段階納付から一括納付に変更し、登録査定の際の本を世界知的所有権機関（W I P O）国際事務局を經由した電子的通知へ一本化することは、出願人の利益にもつながるものであり、賛成する。

3 特許法改正論点の商標法への波及について

報告書案及び産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方（案）」によれば、特許権を放棄するときには、通常実施権者の承諾を不要とするが、専用実施権者及び質権者の承諾を引き続き必要とするのに対し、商標権を放棄するときは、専用実施権者及び質権者のみならず、通常使用権者も、なお承諾を引き続き必要とする方向が示されている。

一般的には、知的財産法の各法において、統一性を欠く改正がなされるのは望ましくないが、商標を使用してきた通常使用権者の信用を維持することなどの商標法特有の事情に鑑みれば、特許権を放棄するときに通常実施権者の承諾を不要とする特許法の改正を商標法に波及させないことにも理由があると考えられる。

以上